

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成28年5月13日

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）においては、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることが求められている。特に政府は、通常の経済活動の主体として国民経済に占める位置が極めて大きいことから、自らがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実行することによる地球温暖化対策の推進が大きく期待され、また、地方公共団体や事業者、国民の自主的積極的な措置を求めるためにも、政府自らが率先して実行することの意義は高い。

2015年7月17日に気候変動枠組条約事務局へ提出された2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案では、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）の水準にすることをしている。また、2015年11月30日から12月13日までフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組の合意を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択された。

このような状況を踏まえ、新たな「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）を以下のとおり策定する。

所管の政府関係機関及び関係団体、地方公共団体等においてもこの計画の趣旨を踏まえた率先的な取組が行われることを期待し、本計画の周知を図るとともに、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行う等必要な支援に努めるものとする。

第一 政府実行計画の対象となる事務及び事業

政府実行計画の対象となる事務及び事業は、原則として、政府の各行政機関（以下「関係府省」という。）が行うすべての事務及び事業とする。¹

第二 政府実行計画の期間等

政府実行計画は、2016年度から2030年度までの期間を対象とするものとする。ただし、2019年度までの実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、2020年度中に、2021年度以降の政府実行計画について見直しを行うものとする。

第三 政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標

政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準と

¹ 自衛隊の防衛装備品の運用に伴う排出については、国の安全の確保に直結する特殊な事業であることを踏まえ、これまでの政府実行計画の対象外としてきており、引き続き本計画においても同様の取扱いとする。

して、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目標とする。また、中間目標として、政府全体で2020年度までに10%削減を目指すこととする。

この目標は、関係府省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

政府の船舶・航空機の使用に伴う排出及び福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。

第四 措置の内容

1 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日建設省告示第2379号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年5月27日国土交通省告示第551号）、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。
- ② 関係府省において、大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ③ エネルギー管理の徹底を図るため、関係府省において、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータについては、関係府省のホームページにおいて公表する等の方法による情報公開を図る。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 廃棄物等から作られた建設資材の利用を計画的に実施する。
- ② 建築物の断熱性能の向上に資する建具等の利用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能や日射遮蔽性能の向上に努める。

- ③ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき庁舎等における木材の利用に努める。
- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑥ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を図る。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入を図る。
- ② このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房の適正な温度管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図る。

(5) 再生可能エネルギー等の有効利用

- ① 太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの計画的な有効利用を図る。
- ② このため、庁舎や公務員宿舎に太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 建築物の規模・用途等を検討し、燃料電池を含むコージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

(6) 太陽光発電の導入の整備方針

地方支分部局も含め国の庁舎について、太陽光発電の導入について、以下の整備方針に基づき進める。

ア 新築の庁舎における整備

新築の庁舎については、太陽光発電の導入を図る。

イ 既存の庁舎における整備

既存の庁舎については、その位置、規模及び構造を総合的に判断し、太陽光発電の導入を図る。

ウ 整備計画の策定

関係府省ごとに、これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎の新改築の予定を踏まえ、必要に応じてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(7) 水の有効利用

雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図る。

(8) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
- ② 建設廃棄物の抑制を図る。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 建築物の建築等に当たり、断熱性能の向上に資する構造の整備その他の必要な温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じる。このため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、設計者が、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。
- ② 敷地内の緑化や保水性舗装、散水に努めるとともに、ごみが不法投棄されないよう努める等所管地の管理に当たって環境の保全を図る。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

施設や機器の効率的な運用に資する制御装置等の補助的設備の導入を図る。

エ 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

建築物の省エネルギー性能向上等により、2020年度までに新築建築物でZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を実現することを目指す。

2 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び環境配慮契約法に基づく環境物品等の調達等を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1) 次世代自動車の導入

- ① 政府の公用車については、2030年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めることとする。2020年度の間目標として、政府全体で公用車の4割程度を次世代自動車とすることに向けて努めることとする。
- ② このため、関係府省は、更新時にあわせて計画的に次世代自動車を導入することとする。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

- ① 公用車で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに政府全体で概ね15%以上削減することに向けて努めることとする。このため、公用車等の効率的利用等を図るとともに、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② このため、霞が関の中央省庁においては、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する霞が関ノーカーデーを実施する。
- ③ 霞が関及び地方支分部局等において、通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(3) 自転車の活用

霞が関及び地方支分部局等の所在地における日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の積極的な活用を図る。

(4) 小売電気事業者との契約

庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

(5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア LED照明の導入

- ① 政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努めることとする。
- ② このため、以下の方針に沿ってLED照明を導入することとする。
 - i) 関係府省において、庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。
 - ii) 関係府省において、既存照明の更新時には、以下のとおりとする。
 - ・既存照明の約半数が、2015年度時点で設置・更新後15年以上経過し、エネルギー効率が低い照明機器が法定耐用年数以上使用されていることを踏まえ、設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
 - ・LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器（FL蛍光灯等）は、LED照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものであっても、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
 - iii) ii) 以外のものについては、2020年度の政府実行計画の見直しの際に、LED照明の効率性向上や価格低下の状況を踏まえ、LED照明への早期切

替えに関する具体的な方針を検討することとする。

イ 省エネルギー型O A機器等の導入等

エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のO A機器及び、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに極力切り替えることとし、更新に当たって計画的に実施する。また、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

ウ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

(6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を、2013年度比で、2020年度までに政府全体で概ね10%以上削減することに向けて努めることとする。このため、審議会等資料の電子媒体での提供（審議会等のペーパーレス化）、業務における資料の簡素化、両面印刷等を極力行うこととする。

(7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。

イ 合法木材、再生品等の活用

合法性が証明された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

(8) H F C等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア H F Cの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、代替物質を使用した製品を積極的に選択する。また、H F Cを使用している製品を購入・使用する場合には、地球温暖化への影響のより小さいものを積極的に選択する。
- ② エアゾール製品を使用する場合には、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時漏えい対策に取り組む。

ウ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（ SF_6 ）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていた SF_6 について、回収・破壊等を行うよう努める。

(9) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 温室効果ガスの排出の少ない製品、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の選択を計画的に実施する。
- ② バイオマス燃料、都市ガス、LPG等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用を図る。

イ 製品等の長期使用等

詰め替え可能な製品等の積極的利用等により、製品等の長期使用等を図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行い、機種及び設置台数の見直しを通じ省エネルギー化を促すとともに、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促す。また、コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

過剰に包装された商品の購入を極力避ける。

オ メタン（ CH_4 ）及び一酸化二窒素（ N_2O ）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備におけるエネルギーの使用の合理化を図る。
- ② 庁舎から排出されるごみの直接埋立量を縮減するよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を行う。
- ③ ほ場の管理の改善及び家畜の飼養管理技術の確立等を図る。
- ④ 家畜排せつ物の適正な処理及び循環資源としての利用を図る。
- ⑤ 笑気ガス（麻酔剤）の適正な使用を図る。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① 事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2020年度までに政府全体で概ね10%以上削減することに向けて努めることとし、このため、庁舎における節電等を図るとともに、節電等のための取組の管理を徹底する。
- ② エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013年度比で、政府全体で2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて計画的な管理、削減に

努める。

- ③ 省CO₂に資する適正な施設の運用管理を徹底する。
- ④ 庁舎に高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。

イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2020年度までに政府全体で10%以上削減することに向けて努めることとし、このため、庁舎における節水等を図る。

(2) ごみの分別

事務室段階でのごみの分別回収を徹底する。

(3) 廃棄物の減量

- ① 事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）及び廃棄物中の可燃ごみの量を、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）を踏まえつつ削減に向けて努めることとし、このため、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを図る。
- ② 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

(4) 森林の整備・保全の推進

対象となる森林について、健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上させる。

(5) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

政府が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、政府が後援等をする民間のイベントについても、これらの取組が行われるよう促す。

4 ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進等、省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

(3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、

家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

(4) その他

昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯など「省CO₂行動ルール」を策定し、実施するとともに、関係府省間で優良事例を共有する。

5 関係府省ごとの実施計画の策定

- (1) 関係府省は、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定する。
- (2) 関係府省ごとに策定する実施計画は、2016年度から開始し、2030年度までを目標期間とする。但し、2019年度までの実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、2020年度中に、2021年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。また、第四の1の(1)②及び③、2の(1)、(4)、(5)ア①及び②に定める取組をはじめ、関係府省ごとの削減目標の達成に必要な取組を盛り込むこととする。加えて、第四の2の(1)①、(2)ア①、(5)ア①、3の(1)ア①②、イに定める政府全体の目標を踏まえ、個別の対策の目標を関係府省ごとに設定することとする。この際、組織・施設ごとに温室効果ガスの排出削減計画を盛り込むこととする。
- (3) 実施計画において、策定、評価・点検を行う部局を明確化するとともに、PDCAサイクルを導入する。また、点検結果の公表に当たっては、組織の大幅改編等の要因分析も併せて公表することとする。さらに、関係府省の担当部局間で省CO₂化の経験やノウハウ・技術を共有する。
- (4) 関係府省は、(2)に掲げた取組その他の取組の徹底を目標とすることによって、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入することを通じ社会全体への普及を牽引する役割を果たす。このため、2013年度を基準として、政府全体で温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減し、中間目標として2020年度までに10%削減することを踏まえ、2030年度及び2020年度の削減目標を関係府省ごとに設定することとする。関係府省が設定した中間目標については、政府全体の中間目標達成に向け適切なものであるかどうかを、地球温暖化対策推進本部幹事会において確認する。
- (5) これらの目標は、関係府省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

6 政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- (1) 政府実行計画の推進・点検については、地球温暖化対策推進本部幹事会において行う。関係府省は、その取組の進捗状況を厳格に、かつ定量的に点検し、目標達成の蓋然性の向上に努めるものとする。環境省は、関係府省の実施計画の点検結果を取りまとめ、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて点検結果を地球温暖化対

策推進本部幹事に報告するものとする。

- (2) 透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの政府実行計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う他、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。その際、中央官庁庁舎の単位当たりの温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量をベンチマーク指標として参照する。

(備考)

政府実行計画を効果的に実施するために有効な具体的、細目的な措置については、別途実施要領を定める。